

火災共済

ご契約のしおり (規約 ・ 細則)

- この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものです。
ご契約にあたり、必ずお読みくださいますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり」は、火災共済契約承諾書とともに大切に
保管され、共済金請求等の際にご活用ください。



個人情報の保護について

皆様の個人情報は、共済契約の引受け、継続、維持管理及び共済金等の支払並びに当組合業務に関する情報提供等のために利用します。また利用目的を達成するために職域の厚生担当部署と連携する場合には、その情報を提供します。

目 次

第1章 火災共済事業について

第1 保障の内容等	1
1 共済期間	1
2 共済掛金	1
3 共済金	1
4 契約できる最高限度口数	2
第2 契約の対象（共済目的）	2
1 契約の対象とすることができる建物と動産	2
2 契約の対象とならない建物と動産	3
3 契約の対象とすることができる件数	4
第3 契約	4
1 契約の仕組み	4
2 契約限度口数及び共済契約金額	4
3 契約の成立及び効力	5
4 通知義務	5
5 無効	5
6 解約、解除、取消し及び消滅	6
7 解約、解除、取消し及び消滅に係る掛金等の取扱い	6
8 資格喪失時の契約	6
9 承継	6
第4 共済金の支払	7
1 支払対象となる損害	7
2 第三者行為による損害	7
3 支払対象とならない損害	7
4 損害鑑定人による調査	7
5 共済金の支払期限	7
6 共済金の算出方法	7
7 重複契約の場合の共済金支払	8
8 大規模災害等発生時の共済金の支払	9
9 時効	9
第5 質権の設定等	9
第6 長期生命共済積立期間への加入	9
1 契約の概要	9
2 共済掛金の払込み及び効力	9
3 共済金の支払い	9

第2章 現職組合員の各種手続等（即応予備自衛官を含む）

第1 契約関連手続等	10
1 契約者及び契約申込書等の授受	10
2 掛金の払込み及び契約の自動更新等（即応予備自衛官を除く。）	10
3 掛金の払込み及び契約の自動更新等（即応予備自衛官）	10
4 契約の変更	11
5 解約	12
6 脱退	12
第2 割戻金の処置	12
1 剰余金の割戻し	12
2 割戻金の振替要領	12
3 割戻金等のお知らせ	12
第3 共済金請求手続	12
1 共済事故発生時の連絡及び共済金請求書等の授受	12
2 請求に際して提出する書類	12
3 災害死亡等共済金の請求手続	14
第4 契約申込書の記入要領	15
第3章 退職・遺族組合員の各種手続等	
第1 契約関連手続	18
1 利用のための要件	18
2 退職・遺族組合員への加入及び契約の申込み等	18
3 契約変更及び掛金払込み	19
4 契約の自動更新	20
5 掛金未納による契約の失効	20
6 解約	20
7 脱退	20
第2 割戻金の処置	21
1 利用分量割戻金	21
2 割戻金等のお知らせ	21
第3 共済金請求手続	21
1 共済事故発生時の連絡及び共済金請求書等の授受	21
2 請求に際して提出する書類	21
第4 退職・遺族組合員の契約申込書記入要領	23
・別表「契約限度口数早見表」	26
・火災共済事業規約	27
・火災共済事業細則	40
・長期生命共済規約	44

第1 保障の内容等

共済契約期間	1口年掛金額	共 済 金 額
1 年	200円	火災等による損害：1口当たり最高50万円 風水害等による損害：1口当たり最高6万円
6か月以内 ※	100円	

※下半期（1月～6月）に効力が生ずる契約の場合

共 済 金 の 最 高 限 度 額 等						
火 災 等			風 水 害 等			年 掛 金 額
建物	60口	3,000万円	建物	60口	360万円	12,000円
動産	30口	1,500万円	動産	30口	180万円	6,000円
合計	90口	4,500万円	合計	90口	540万円	18,000円

1 共済期間

共済期間は、事業年度初日（7月1日午前零時）から末日（翌年6月30日午後12時）までの1年間です。事業年度開始後（7月1日以降）に効力が生ずる共済契約の共済期間は、その効力が生じた日から、当該効力の生じた日の属する事業年度の末日（6月30日午後12時）までとなります。

2 共済掛金

共済掛金（以下「掛金」という。）は、1口あたり年額200円です。ただし、1月～6月の間に効力が生じる共済契約（以下「契約」という。）の場合は、1口あたり100円となります。

3 共済金・・・「第4 共済金の支払」（7～9頁）参照

火災や落雷等による損害に対して支払われる火災共済金と、台風や地震等の風水害等による損害に対して支払われる災害共済金があります。

(1) 火災共済金・・・1口最高50万円

1万円以上の損害を次の事故で受けた場合は、火災共済金の支払対象となります。

- ① 火災（自火）（出火の原因となった**燃焼機器**や**電気機器**そのものは対象外です。）
- ② 類焼、消防破壊、消防冠水等
- ③ 落雷による破壊損害又は火災損害及び異常電流の作用で生じた損害（**落雷とは、地上に達する雷放電です。**）
- ④ **破裂**又は**爆発**による損害（凍結による水道管等の破裂・爆発による損害を除く。）
- ⑤ 航空機の墜落、接触又は航空機からの落下物による損害（落下物が発見されている場合が対象となります。）
- ⑥ 車両の飛び込み
- ⑦ 上層階の他人の住居からの溢水による水漏れ損害（**不慮の人為的な事故による場合とし、施設の老朽化等が原因の場合は対象外です。**）

(2) 災害共済金・・・1口最高6万円（損害の程度により異なります。）

10万円以上の損害を次の事故で受けた場合は、災害共済金の支払対象となり

ます。(老朽化が原因の場合、風水害等が原因による物理的な損害を写真等で確認できない場合、窓、ドア等が正常に閉まっていないために損害を受けた場合は支払対象外となります。)

- ① 台風、突風、旋風
- ② 暴風雨、豪雨、長雨
- ③ 豪雪、雪崩
- ④ 土砂崩れ、地割れ
- ⑤ 地震及び噴火（地震及び噴火が原因で発生した火災を含む。）、津波
- ⑥ 降ひょう
- ⑦ 凍結による水道管等の破裂又は爆発による事故(水道管等に破裂個所が確認できたものに限り。また、破損した水道管等は対象外です。)

4 契約できる最高限度口数

対 象	最高限度口数	備 考
建 物	60 口	・「建物」は、延面積によって契約限度口数が決まります。(別表「契約限度口数早見表」(26 頁) 参照) ・「動産」は、30 口を限度に加入できます。
動 産	30 口	
計	90 口	

第 2 契約の対象（共済目的）

1 契約の対象とすることができる建物と動産

(1) 建物（住宅）

共済契約者（以下「契約者」という。）又は配偶者等が**所有し、かつ生活のため現に居住している建物**が契約の対象となります。

配偶者等とは、配偶者及び2親等までの直系親族をいい、次の方をいいます。

- ① 配偶者
- ② 契約者及び配偶者の父母、祖父母
- ③ 子供及び孫とその配偶者

また、生活のため現に居住している建物は契約者又は配偶者等一人につき一物件までとなります。

(2) 動産（家財）

契約者又は配偶者等が**居住している建物に収納される動産**が契約の対象となります。

(例) 両親所有の実家の建物及びそこにある両親の動産

※ 建物のみ又は動産のみの契約もできます。

(3) 契約の対象についての注意点

ア 公務員宿舎又は借家住いの場合は、その建物に収納されている契約者及び配偶者等の所有する動産が契約の対象となります。借家人賠償責任の保障はありません。

イ 物置・車庫が母屋の屋根、外壁又は支柱を共有して造られている場合は保障の対象になりますが、延面積には含まれません。(「母屋に付属する建物について」(3 頁) 参照)

ウ 建物の一部であっても、容易に取付け・取り外しが可能で転居の際に移設可

能な次の物は動産とします。

- ① エアコン
- ② 台所用瞬間湯沸器
- ③ アンテナ及び関連部品（※）
- ④ 電灯（シャンデリア）
- ⑤ 温水洗浄便座（便器一体型は建物扱い）

※③は建物内又は建物に取り付けられたものが契約の対象となります。

エ 店舗等との併用住宅の場合は、店舗部分を除く住居部分のみが契約の対象となります。

オ マンション等区分所有法で規制される建物にあっては、専有部分のみが契約の対象となります。

2 契約の対象とならない建物と動産

(1) 建物

ア 空家

ただし、契約成立後に次の条件のすべてに該当する場合は、契約を**継続**することができます（現職組合員で組合に通知し、承認された場合に限ります。）。

- ① 勤務の都合により一時的に空家とする建物であること。
- ② 再入居を前提とした建物であること。
- ③ 月1回以上見回り・点検をする等、良好な管理が可能な建物であること。

イ 営業用建物（店舗、貸事務所、貸家、賃貸アパート等）

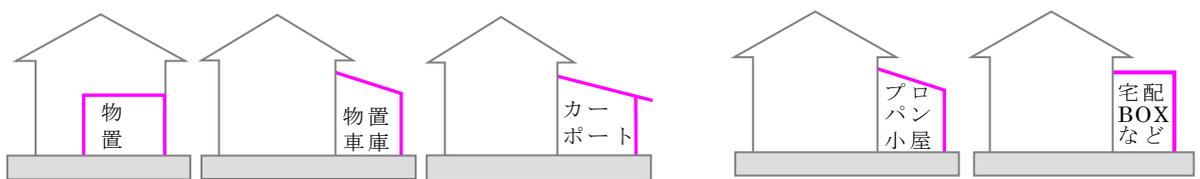
ただし、店舗等との併用住宅の場合、住居部分の床面積は契約の対象となります。

ウ 母屋に付属する建物等

- ① 母屋に付属する門、塀、垣等
- ② 建物の基礎部分
- ③ 母屋に付属する建物（母屋から分離する車庫、物置、納屋）

【母屋に付属する建物等について】

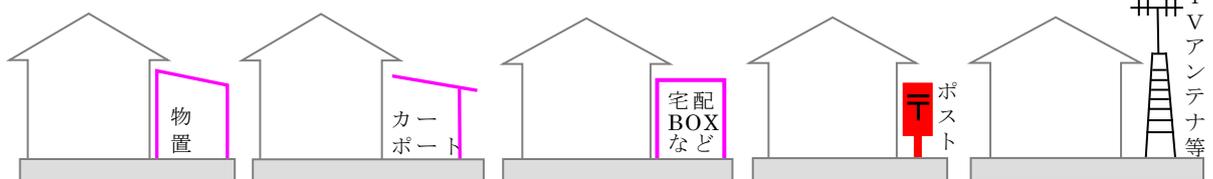
○保障の**対象になる**付属建物等（ただし延面積には含めない。）



※建物の屋根又は外壁あるいは支柱を母屋と共用して造られているもの。

※建物の付属設備として屋根又は外壁にボルト等により固定してあり、建物の一部と評価できるもの。

○保障の**対象にならない**付属建物等



※母屋から離れて建てられている、又は隣接していても構造的に独立して建てられているもの。

エ マンション等区分所有法で規制される建物にあっては、共用・共有部分（屋根、廊下、外壁等）及び専用使用部分（ベランダ、テラス、ポーチ等）

(2) 動産

- ① 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
 - ② 貴金属、宝石及び貴重品並びに美術品たる書画、彫刻物その他これらに準ずる物
 - ③ 稿本、設計図、図案、ひな型、鋳型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - ④ 家畜、家きんその他これらに準ずる物
 - ⑤ 自動車（原動機付自転車を含む。ただし、敷地内の自転車は保障の対象となる。）
 - ⑥ 商品、営業用の備品及び生産設備等（動力付除雪機、農機具を含む。）
- ※なお、データ、プログラムなどは無体物のため動産に含まれません。

3 契約の対象とすることができる件数

契約者一人が契約できる件数は、建物 2 物件（合計口数 60 口）及び動産 2 か所（合計口数 30 口）までです。（遺族組合員は建物 1 物件、動産 1 ケ所までです。）

第 3 契約

1 契約の仕組み

- (1) 火災共済は、掛金の払い込みを受け、対象とする物件について期間内に生じた火災等又は風水害等による損害を共済事故として、共済金が支払われる契約となっています。
- (2) 契約は、対象たる建物又は建物内に収納される動産ごとに締結し、共済事故に際して、それぞれの共済契約金額を限度とし、修復又は修繕が可能な場合には、その修復又は修繕に必要な額とし、新たに取得する必要がある場合には、再取得価額で算出された共済金が支払われます。
- (3) 再取得価額とは、契約の対象（被災物件）に損害が生じた場合、そのものと同じの規模、主要構造、機能、性能等のものを再取得するために要する金額をいいます。

火災共済事業では、建物の再取得価額を計算するための統一価格（標準建築費）を次のとおり設定しています。

- ① 耐火造 3.3 m²（1 坪）当たり 60 万円
- ② 木造 3.3 m²（1 坪）当たり 50 万円

- (4) 耐火造と木造の区分は、次のようになっています。

ア 耐火造

次のいずれかに該当する住宅は耐火造になります。

- ① 鉄筋コンクリート造の中高層の公団住宅やマンション等の住宅
- ② 一戸建住宅で、主要構造物である梁、柱、床の鉄骨がモルタル等で被覆され、むき出しでなく、屋根材、外壁材、床材がコンクリートで出来上がっている住宅
- ③ 外壁等が全てコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造等に該当する鉄骨造りの住宅
- ④ 外壁等が全てコンクリート造（厚さ 50 mm 以上の ALC 板を含む。）等のプレハブ住宅

イ 木造

耐火造以外の建物をいい、準耐火造、軽量鉄骨までを含みます。

2 契約限度口数及び共済契約金額

- (1) 建物

ア 建物の契約限度口数

建物の構造区分、延面積（㎡）によって契約限度口数が決められています。
（別表「契約限度口数早見表」（25頁）参照）

イ 共済契約金額

建物の共済契約金額は、「契約口数×50万円」となります。

(2) 動産

ア 動産の契約限度口数

現に居住している建物の所有の有無に関係なく、契約者及び配偶者等の所有する動産は、合わせて30口が契約限度口数です。なお、営内者が営内に所有する動産は5口が契約限度口数です。

イ 共済契約金額

動産の共済契約金額は、「契約口数×50万円」となります。

● 動産の契約口数の目安（参考：年齢、家族構成によって異なります。）

家族構成	1名	2名	3名	4名	5名以上
口数	5口以上	10口以上	15口以上	20口以上	25口以上
保障額	250万円～	500万円～	750万円～	1,000万円～	1,250万円～

3 契約の成立及び効力

(1) 契約の成立

組合員から契約の申込みがあり、組合がその申込みを承諾したときに、当該契約は成立します。

(2) 効力発生

効力（保障開始）は、契約成立の日又は当該掛金が払い込まれた日のいずれか遅い日の翌日以降の希望する日から生じさせることができます。

4 通知義務

契約の成立後、次の事項が発生した場合には、その旨を速やかに組合に通知していただかなければなりません。

- (1) 建物の用途（住宅、店舗、事務所等）又は構造（木造、耐火造）を変更し、あるいは改築、増築又は修繕したこと。（軽微な場合を除く。）
- (2) 建物を引き続き30日以上空家又は無人としたこと。
- (3) 動産を他の場所に移転したこと。ただし、火災等又は風水害等を避けるため、5日間以内の移転は除く。
- (4) 建物を解体又は譲渡したこと。
- (5) 共済契約内容（所有区分、床面積、物件所在地等）に変更が生じたこと。

5 無効

次の場合、契約は無効になります。その際、契約者に故意又は重大な過失がないときは、当該契約に係る掛金を返還します。また、すでに共済金が支払われていた場合には、当該共済金を返還していただきます。

- (1) 契約者が、他人のために契約を締結したとき。
- (2) 契約者が、共済目的である建物や動産がすでに火災等若しくは風水害等にかかり、又は火災等若しくは風水害等の原因が発生していることを知っていたとき。
（例えば、台風の予想進路が発表されその予想経路上にある建物を新規に契約する場合は、当該台風による損害は支払対象にならない場合があります。）

6 解約、解除、取消し及び消滅

(1) 解約

契約者は、将来に向かっていつでも契約を解約することができます。ただし、質権を設定している場合は、質権者（融資金融機関）の書面による同意が必要です。

(2) 解除

次の場合、組合は当該契約を解除することができます。

ア 通知義務違反による解除

「第3 4 通知義務」各号の事実発生により危険増加が生じた場合において、その事実を故意又は重大な過失によって通知しなかった場合

イ 告知義務違反による解除

契約の当時、故意又は重大な過失により、告知事項につき組合に重大な事実を告げず、又は不実のことを告げた場合

ウ 重大事由による解除

① 契約者が、共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、又は生じさせようとした場合

② 契約者が共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合

③ 組合の契約者に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

(3) 詐欺又は強迫による取消し

契約締結の際、契約者に詐欺又は強迫の行為があった場合、組合は契約を取り消します。

(4) 消滅

契約の成立後、次の事実が発生した場合には、その事実が発生した日において契約は消滅します。

① 共済目的が、火災等又は風水害等以外の原因により滅失したこと。

② 共済目的が、契約者等の故意又は重大な過失により滅失したこと。

③ 共済目的が解体されたこと。

④ 共済目的が譲渡されたこと。

7 解約、解除、取消し及び消滅に係る掛金等の取扱い

(1) 解約、解除及び消滅の場合は、当該事実発生の翌月から当該事業年度末（6月）までの残余月数に相当する掛金を次式により返還します。

$$\text{返還額} = \text{口数} \times 16 \text{円} \times \text{残余月数}$$

この場合、当該年度の割戻金はありません。

(2) 取消しの場合、払い込まれた掛金は返還しません。また、割戻金もありません。

(3) 解除の場合で既に共済金が支払われていた場合、当該共済金を返還していただきます。

8 資格喪失時の契約

退職等により、契約者が組合員の資格を失った場合は、その資格喪失日からすでに成立した契約の共済期間（当該事業年度末まで）に限り、契約を継続することができます。

9 承継

(1) 契約者が死亡した場合、相続人は、その死亡した事業年度の末日までの間、当該契約による権利義務（共済金請求権、通知義務等）を承継することができます。

(2) 相続人は、契約者の死亡に伴う解約申請に併せて、承継する旨を組合に届け出る必要があります。

第4 共済金の支払

1 支払対象となる損害

「第1 保障の内容等」(1、2頁)をご覧ください。

2 第三者行為による損害

本来、放火及び車両の飛び込み、上層階の他人の住居からの溢水による水漏れ等による損害は、第三者(加害者)が賠償責任を負うものですが、加害者を特定できなかったり、賠償能力がない、あるいは賠償額が不足する等の場合は組合が保障することになり、次のように処置します。

- (1) 契約者が第三者から損害賠償を受けたときは、共済金から当該保障額を差し引きます。
- (2) 第三者の行為に因る共済事故に対して共済金を支払った場合、契約者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権は組合が取得します。

3 支払対象とならない損害

- (1) 契約者の故意又は重大な過失により生じた損害
- (2) 契約者と世帯を同じくする家族(共済契約者の住居と共済の目的の所在地が異なる場合にあっては共済の目的の所在地に居住する家族を含む。)の故意又は重大な過失により生じた損害(その者が契約者に共済金を取得させる意思を有しなかった場合を除く。)
- (3) 火災等又は風水害等に際し、共済の目的が紛失又は盗難にかかったことにより生じた損害
- (4) 戦争、暴動又はその他の事変により生じた損害
- (5) 地震又は噴火により生じた損害(この場合、火災共済金の対象とはならないものの災害共済金の対象となる。)
- (6) 燃焼機器、暖房機器又は電気機器等の加熱によって生じた当該機器の損害

4 損害鑑定人による調査

時間の経過により損害と火災・風水害等の共済事故との因果関係が不明瞭な場合や経年劣化との判別が難しい場合等においては、必要に応じ損害鑑定人による立会調査を実施し、損害の原因や損害状況の調査を行うことがあります。この場合、共済金請求書類のうち調査に必要な情報を当該損害鑑定会社に提供します。

5 共済金の支払期限

原則として、契約者からの共済金請求書類が組合に到達し完備した日の翌日から30日以内に共済金を指定口座に振り込みます。ただし、事実確認のため特別な照会又は調査が必要な場合は180日まで許容されます。共済金の請求に必要な書類を迅速に整えていただくようお願いします。

6 共済金の算出方法

共済金額の算出方法は、罹災原因(火災等又は風水害等)により、あるいは共済目的(建物又は動産)により異なります。

損害に対し相応の保障を得るためには、建物については建物の加入限度口数まで、動産については所有家財に見合う口数まで加入されることをお勧めします。

- (1) 火災等による損害の場合 **(火災共済金)**

火災共済金は、次により1円単位(1円未満は切り捨て)で算出され、共済契約金額と比較し、いずれか少ない額が共済金として支払われます。ただし、算出額が共済契約金額を超える場合は、共済契約金額が限度になります。

ア 建物

$$\text{算出額} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済契約金額}}{\text{共済目的の価額(建物の保障限度額)}}$$

建物の焼滅失の割合が70%以上のときは共済目的の価格を損害額として算出しお支払いします。

イ 動産

$$\text{算出額} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済契約金額}}{\text{共済目的の価額(動産の共済契約金額)}}$$

(2) 風水害等による損害の場合 (災害共済金)

災害共済金は、建物、動産それぞれ損害の程度に応じて、次により算出します。ただし、算出額が損害額を超える場合は、損害額が限度になります。

$$\text{算出額} = \text{契約口数} \times \text{損害の程度に対応する1口当たりの共済金額}$$

●「損害の程度」に対応する1口当たりの災害共済金額及び損害率

損害の程度	1口当たりの共済金額	損害率 (建物・動産)	備考
全損	60,000円	損害率70%以上	損害率 = $\frac{\text{損害額}}{\text{共済目的の価額}}$ 「共済目的の価額」とは 建物：契約限度口数×50万円 動産：契約口数×50万円 損害額は10万円以上であること。
1/2以上の損害	30,000円	損害率50%以上 70%未満	
1/3以上の損害	18,000円	損害率30%以上 50%未満	
1/3未満の損害	6,000円	損害率30%未満	

●「損害の程度」と浸水の程度(建物の損害にのみ適用され、動産は対象外)

損害の程度	浸水の程度	備考
1/2以上の損害	床上120センチメートル以上	建物が浸水被害を受け、損害率の認定が困難な場合(※床上浸水の程度が証明できる写真があれば請求時に提出。)
1/3以上の損害	床上30センチメートル以上	

7 重複契約の場合の共済金支払

同一の物件に異なる複数の火災保険又は火災共済を契約すること(重複契約という。)は可能ですが、全ての共済金額(保険金額)の合計額がてん補すべき損害額を超える場合、それぞれの契約から支払われる共済金等の合計額は損害額となるように調整されます。損害額以上の保障が得られるわけではありません。また、調整のため共済金請求書類のうち必要な情報を重複契約のある会社、組合等に提供します。

8 大規模災害等発生時の共済金の支払

1回の大規模災害等(首都直下地震、東海地震等)の総支払限度額は50億円(東日本大震災時の共済金支払総額約15億円の3倍強)としています。

大規模災害等が発生した場合、組合は支払うべき共済金の見積を行い、その見積合計額が50億円以下であれば通常の算出額をお支払いいたしますが、見積合計額が50億円を超えるときは、次式により算出される仮払額をお支払いいたします。

$$\text{仮払額} = \text{本来の算出額} \times \frac{\text{総支払限度額}}{\text{共済金の見積合計額}}$$

その後、総代会の議決を経て、共済金の分割支払又は支払額の削減を行うものとします。

9 時効

共済金の支払及び掛金の返還を請求する権利は、**これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは時効によって消滅**します。支払等の事由が発生したときは速やかに請求してください。

第5 質権の設定等

火災共済を利用して質権を設定する場合には、金融機関に防衛省生協の火災共済で質権が設定できるか、確認をとってください。また、質権設定の際には組合本部又は地域担当者（現職者のみ）にご相談ください。

第6 長期生命共済積立期間への加入

1 契約の概要

現職組合員の火災共済契約者は、火災共済への加入と同時に長期生命共済積立期間の契約者となり、火災共済の割戻金は長期生命共済の基本掛金として積み立てられます。この期間中の契約は一律本人コース1口として取り扱い、災害死亡又は災害重度障害の場合に20万円の共済金が支払われます。

2 共済掛金の払込み及び効力

毎年9月末に割戻金から長期生命共済積立期間の掛金として年額60円が振り替えられることにより、翌年度振替時期までの間その効力が発生します。ただし、割戻金額がこの掛金額に達しない場合は、共済金から差し引いて支払います。

3 共済金の支払い

共済契約者が、契約の効力発生日以降に生じた災害（不慮の事故）を直接の原因として、次のいずれかに該当する場合に共済金をお支払いします。

- (1) 当該事故が発生した日から起算して180日以内に死亡又は重度障害の状態になったこと。
- (2) 感染症により死亡又は重度障害の状態になったこと。
- (3) 契約の効力発生日以降に発生した訓練、実験、演習、災害派遣等の公務中の原因によるもので、かつ、国家公務員災害補償法による公務上の死亡又は重度障害であること。

第1 契約関連手続等

1 契約者及び契約申込書等の授受

- (1) 火災共済の契約者は、組合員に限られます。
- (2) 契約申込書等は、地域担当者が配置されている駐屯地等に勤務する組合員は地域担当者に提出してください。地域担当者が配置されていない駐屯地等に勤務する組合員は郵送により直接組合本部にお送りください。

2 掛金の払込み及び契約の自動更新等（即応予備自衛官を除く。）

- (1) 掛金の払込みは、**給与からの源泉控除**により行われ、**申込時に掛金が払い込まれたものとみなします**。組合がこれによりがたいと認めた場合は、現金により払い込んでいただきます。

ア 源泉控除等による掛金の払込み

(ア) 新規契約及び増口変更契約に係る当該事業年度の掛金は、控除が可能な直近の給与から源泉控除により払い込んでいただきます。

(イ) 翌年度分の掛金は、毎年6月の給与から源泉控除により払い込んでいただきます。

※ 契約口数に変更がある場合は、可能な限り4月末までに地域担当者又は組合本部に届け出てください。それ以降の増減口変更は、6月の給与からの源泉控除に反映されないことがあります。このため、不足額があった場合は7月の給与から不足分を源泉控除することになり、過徴収があった場合は指定する口座に過徴収額を返戻します。

(ウ) 他省庁等への出向、育児休業等、源泉控除ができない場合は、地域担当者又は組合本部と調整の上、防衛省共済組合を通じて現金により払い込むことができます。

イ 組合員証兼火災共済契約承諾書の発行

(ア) 源泉控除の場合、申込承諾（契約成立）の翌日以降の希望する日から効力を生じさせることができ、組合員証兼火災共済契約承諾書は契約成立の後に交付します。

(イ) 現金による掛金払込の場合、契約成立又は掛金払込のいずれか遅い日の翌日から効力を生じさせることができ、その後、組合員証兼火災共済契約承諾書は交付します。

(2) 契約の自動更新

共済期間満了の日（6月30日）までに、解約又は口数変更等の申し出がないときは、翌年度分掛金を6月給与からの源泉控除により払い込んでいただくことにより、従前と同じ内容（定款または規約の改正がなされたときは、当該改正後の内容）で更新されます。この際、お手元の組合員証兼火災共済契約承諾書は引き続き有効となりますので大切に保管してください。

3 掛金の払込み及び契約の自動更新等（即応予備自衛官）

- (1) 掛金の払込みは、当組合口座への振り込みにより行われます。

ア 当組合口座への振り込みによる掛金の払込み

(ア) 新規契約及び増口変更契約に係る当該事業年度の掛金は、当組合口座への振り込みにより行います。

(イ) 翌年度分の掛金は、毎年6月8日（当日が休日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関から口座振替により払い込んでいただきます。

※ 契約口数に変更がある場合は、可能な限り4月末までに地域担当者又は組合本部に届け出てください。それ以降の増減口変更は、6月の口座振替に反映されないことがあります。このため、不足額があった場合は当組合口座への振込みしていただくことになり、過徴収があった場合は指定する口座に過徴収額を返戻します。

イ 組合員証兼火災共済契約承諾書の発行

申込承諾（契約成立）日又は掛金が払込まれた日の翌日以降の希望する日から効力を生じさせることができ、その後、組合員証兼火災共済契約承諾書を交付します。

(2) 契約の自動更新

契約の変更がない場合、従前と同じ内容（定款または規約の改正がなされたときは、当該改正後の内容）で更新されます。

翌年度分掛金の払込は、毎年6月8日（当日が休日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関から口座振替により行います。この口座振替額については、毎年4月頃、組合本部から「火災共済掛金口座振替のご案内」によりお知らせいたします。

※ 掛金の口座振替は、掛金収納代行会社「SMBCファイナンスサービス(株)」に委託しており、預金通帳の摘要欄には「ボウセイキョウ」、「SMFS」等と表示されます。なお、令和6年6月頃を目処に掛金収納代行会社が「三井住友カード株式会社」に社名変更となり、「SMFS」の印字は「SMCC」に変更となる予定です。

(3) 掛金未納による契約の失効

口座振替ができなかった場合、毎年8月8日（当日が休日の場合は翌営業日）に2回目の口座振替を行います。これによっても掛金の払い込みができなかったときは、組合本部との調整により掛金を当組合口座へ振り込んでいただきます。

なお、**8月末までに掛金が未納の場合、契約は失効**します。一度失効しますと、当該年度は再契約ができませんのでご注意ください。

(4) 即応予備自衛官の身分が無くなった場合

火災共済事業を利用することができません。遅滞なく解約手続きが必要です。

4 契約の変更

契約の変更は随時できます。次のような場合は契約変更の手続きが必要ですので、速やかに地域担当者又は組合本部に届け出てください。増口の場合の掛金払込及び組合員証兼火災共済契約承諾書の発行については、第2項又は第3項のとおりです。

(1) **氏名**を変更した場合

※ 氏名変更届の提出がない場合であっても、共済管理番号・公的文書等により明らかに氏名変更があったと認められる場合は、組合員管理システム上のデータを修正させていただきます。

(2) 建物の増改築又は買替え等により **延床面積又は所在地等**を変更した場合

(3) 転居等により **動産の所在地**を変更した場合

※ 「動産B」欄の動産の所在地を「住民票のある所」又は「単身赴任先の所」としている場合、住民票を移して異動するとき又は連続して単身赴任となるときには所在地の変更手続は不要です。

(4) 契約合計 **口数の増減**を伴う変更をする場合

※ 増口の場合、源泉控除が可能な直近の給与から増口分の共済掛金が源泉控除されます。建物の減口変更契約のうち新築、建替え等に伴い口数を減じなければならない場合は、前契約の効力終了月の翌月から年度末までの残余月数分の減口分掛金を返還します。

(5) 火災共済掛金の振替口座を変更する場合（即応予備自衛官のみ）

5 解約

契約者は、将来に向かっていつでも契約を解約することができます。その際、各駐屯地等に備付けの「火災共済契約解約申請書」に所要事項を記入し、地域担当者又は組合本部に届け出てください。また、当該年度は再び契約できませんのでご注意ください。

6 脱退

現職組合員で火災共済のみを利用している方は、火災共済を解約すると組合から脱退することになりますので、脱退届を提出してください。脱退届を提出することにより積み立てられた解約返戻金等が返還されます。

退職・死亡を除く脱退(自由脱退)の場合は、事業年度末（6月30日）の90日前（3月31日を期限）までに脱退届を本部へ提出することにより同年度末に脱退できます。90日前を過ぎてからの提出は次年度末（翌年の）6月30日の脱退となりますので、出資金は7月1日以降にお支払いします。

第2 割戻金の処置

1 剰余金の割戻し

毎年度の決算において、火災共済事業に剰余金が生じた場合は、総代会の議決を経て当該剰余金から、法定準備金等を控除した残余を掛金額に応じて割戻します。

※決算の結果、割戻しを行わない場合もあります。

この割戻金は、積立出資金及び長期生命共済掛金積立金として積み立てられ、組合を脱退するときに返戻します。

2 割戻金の振替要領

毎年度の割戻金は、長期生命共済積立期間の共済掛金（60円）、積立出資金（積立出資金が4,000円になるまで100円単位）及び長期生命共済掛金積立金の順で振り替えられます。

3 割戻金等のお知らせ

毎年11月頃、割戻金等の明細を「出資金等積立残高明細表及びご契約内容のお知らせ」により、契約者にお知らせします。

第3 共済金請求手続

1 共済事故発生時の連絡及び共済金請求書等の授受

- (1) 火災等又は風水害等による損害が発生（共済事故の発生）したときは、**遅滞なく速やかに地域担当者又は組合本部に連絡**してください。連絡が遅延した場合は、罹災と損害との因果関係が不明瞭となり共済金の支払ができない場合があります。
- (2) 地域担当者又は組合本部から受領した共済金請求書等の書類に所要事項を記入するとともに、罹災証明書及び修理等見積書の書類を取り寄せ、一件書類が完備した時点で地域担当者又は組合本部に届け出てください。

※共済金請求には被災状況の写真が必要です。ご連絡とともに**復旧又は処分の前に必ず写真を撮影**してください。この際、損害の状況がよくわかるよう(例 全体の写真と損害部位の写真に分ける)、また機器等の型式がわかる場合は、その型式が確認できるよう拡大して撮影してください。写真撮影未了で廃棄してしまった場合は、事故発生状況、損害発生の有無等を確認できないため共済金の支払いができない場合があります。

2 請求に際して提出する書類

共済金の請求に際しては、次の書類を用意し提出してください。

- (1) 共済金（火災・災害）請求書（用紙は地域担当者又は組合本部から受領。特に、

落雷事故の場合は罹災場所、罹災日時を正確に記入してください。審査の段階で実施する落雷発生調査の基点になります。落雷発生調査において落雷地点が罹災物件の近傍（2 km以内）にあるか確認します。）

(2) 罹災証明書（原本）等

市町村役場又は消防署等官公署の証明したものを取得していただきます。**（落雷事故を除く。）**

(3) 罹災状況通知書及び損害状況実態調査書（用紙は地域担当者又は組合本部から受領）

共済事故の概要を簡潔に記述してください。

(4) 修理等見積書

次により、業者等が作成する修理等見積書を取得していただきます。

損害見積は、原状復旧の修理、クリーニング等が基本です。修理等ができないときのみ再取得となります。修理、クリーニング等で処置できない場合はその理由の記入が必要です。

ただし、落雷による共済事故の場合は、地域担当者又は本部から受領する「落雷修理（修理不能）証明書」に業者（メーカーのサービスセンター）等が記入するものとし、業者（メーカーのサービスセンター）等の様式を利用する場合は「落雷による被害」である旨の記述、また「修理できない場合はその理由」の記述が必要です。

ア 建物

工事・修理関係業者が作成した修理等見積書（原本）で、原状に復旧するための工事明細が記載され、社印が押印されている必要があります。（社名、所在地、連絡先、電話番号が記載されている場合は社印を省略できます。）

イ 動産

損害を被った品目と修理額又は再取得価額を記入した「動産の損害状況及び見積書」（用紙は組合本部から受領）を作成するとともに、**関係業者が作成した修理見積書又は同等品買換見積書（社印を押印、原本）の添付が必要です。**（社名、所在地、連絡先、電話番号が記載されている場合は社印を省略できます。）

ただし、衣類、食器類等で関係業者の見積書の取得が困難な場合は、類似品の一般的な市価を基準として「動産の損害状況及び見積書」に記入してください。

注：次の費用は請求額に含まれます。

- ・修理見積等のための出張費及び見積書作成代
- ・消費税
- ・修理不能電化製品のリサイクル費用
- ・請求書添付用写真代
- ・損害防止（被害局限）のための諸経費（使用した消火器の費用等）

なお、次の費用は請求費用に含むことができません。

- ・罹災証明書（被災証明書、被害届証明書等）、住民票、気象観測証明書等の取得費用
- ・収入印紙代

(5) **被災した建物の写真**及び**損害を受けた動産の写真**及び見取図

建物については外観写真及び損害箇所の写真、動産については全体写真及び銘板があるものはその拡大した写真を撮影してください。また、見取図には写真との関連がわかるよう、間取り、写真番号、撮影方向を示す矢印等を記入してください。落雷の場合は、損害を受けた電子機器の基盤等の鮮明な写真を、凍結による水道管等の破裂の場合は、破裂箇所の鮮明な写真を添付して下さい。なお、写

真はカラーでお願いします（カラープリンターによる印刷も可能です。）。

(6) 他保険等加入情報

共済金支払額決定に際し、他保険等火災共済以外に契約がある場合、関係保険会社等との間の調整のため加入情報が必要となります。

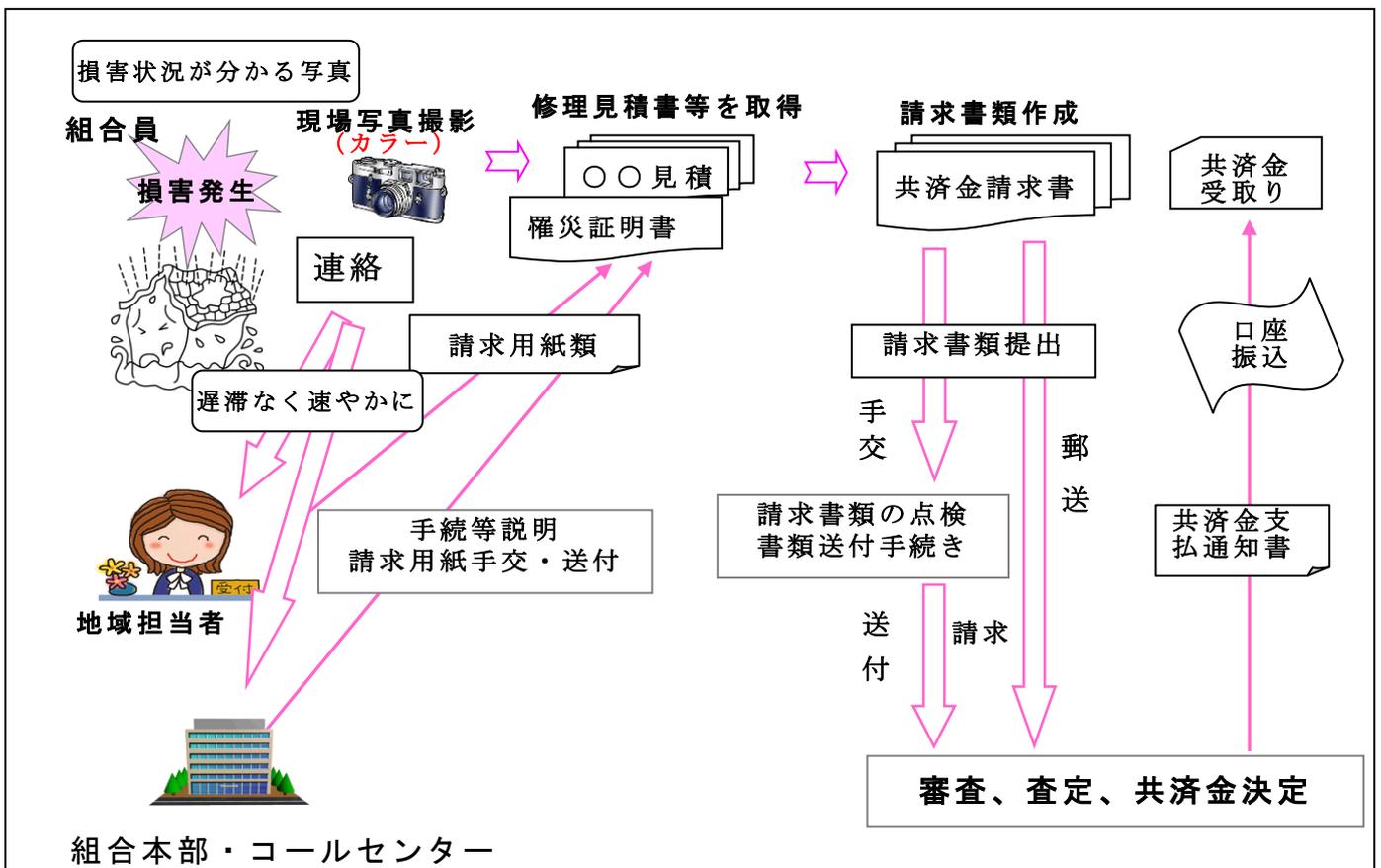
(7) 委任状

共済金請求に係る建物等が共済契約者以外（父母、妻など）の所有の場合、委任状の提出が必要となります。

(8) その他

地域担当者又は組合本部との調整により、当該事故の発生等を証明するに足る具体的事実が明記された文書・図面等を用意していただく場合があります。また、必要に応じ損害鑑定人による立会調査を実施し損害の原因や損害状況の調査を行うことがあります。

【損害発生から共済金支払までの流れ】



3 災害死亡等共済金の請求手続

(1) 火災共済契約者は、同時に長期生命共済積立期間の契約者となるため、災害死亡事故又は災害重度障害事故が発生した場合、共済金受取人（災害死亡の場合は契約者の遺族、災害重度傷害の場合は契約者）は、速やかに地域担当者又は組合本部に連絡してください。

(2) 共済金受取人は、共済金請求書を受領し所要事項を記入するとともに、次の書類を共済金請求書に添付し、地域担当者又は組合本部に提出又は郵送してください。

災害死亡共済金	災害重度障害共済金
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死体検案書又は死亡診断書 ・ 共済金受取人の戸籍謄本 ・ 災害又は公務災害を証明する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害程度を認定する診断書 ・ 災害又は公務災害を証明する書類

即応予備自衛官 火災共済契約申込書の記入例

- 記入例を参考に黒ボールペンで記入し、記入誤りの場合は誤った箇所を抹消（＝）してその枠近くに正しい数字等を記入し、訂正箇所付近に訂正署名（フルネーム）をご記入ください。
- 3枚綴りの1及び2枚目を提出又は送付し、3枚目（本人控）は保管してください。

受付番号		審査	電算入力	検証	イメージ	①本部用

防衛省職員生活協同組合加入申込書及び即応予備自衛官火災共済契約申込書

防衛省職員生活協同組合理事長 殿

地域担当者仮承諾 年 月 日 印
申込者が自署されたことを確認しました。

私は、防衛省職員生活協同組合の設立の趣旨に賛同し加入を申し込みとともに、防衛省職員生活協同組合の火災共済事業規約、同事業細則、長期生命共済事業規約及び同事業細則を本契約の内容とすることを了承の上、本火災共済契約及びこれに合わせて長期生命共済契約を申し込みます。なお、本人控え裏面の「火災共済契約についての重要な事項」中、「個人情報の取扱い」の内容を承知し、同意します。

※訂正の場合は、訂正箇所を二重線で囲むのうえ、訂正箇所付近に訂正署名（フルネーム）をご記入ください。 ⑥ 申込日 令和 4 年 7 月 10 日

組合加入	① 新規申込 ② 2 既組員	フリガナ氏名 (自署)	セイキョウタロウ 生協太郎	生年月日	昭和 60 年 10 月 20 日
組合員証番号	③	住所	〒351-0003 埼玉県朝霞市朝霞1-2-3 朝霞住宅A-456		
認識番号	1 2 3 4 5 6	電話	04-5678-9012	携帯	080-1234-5678
申込共済支部	練馬 ⑦	所属部隊	31 普通2中隊 ⑨	(内線: 8-6-12345)	
共済支部コード	054				

※ 組合に加入する際は、組合員出資金を納めていただきます。出資金は基本出資金として10口分1,000円をお願いします。

処理区分	① 新規 ⑩ 変更	発効日	令和 4 年 7 月 11 日	満了日は、毎年6月30日です。変更等の申出がない限り、自動更新となります。		
共済目的	構造 ⑫ 延面積(m ²) ⑬ 契約口数 ⑭ 共済掛金額(円)	物件の所在地 (都道府県名省略、部屋番号まで詳細ご記入)		居住者続柄	所有区分 ⑮	
建物-A	① 木造 ⑫ 83.5 ⑬ 25 ⑭ 5,000	〒351-0003 朝霞市朝霞1-2-3 朝霞住宅A-456 ⑮		⑯ 本人	⑰ 自己 ⑱ 配偶者等	
建物-B	1 木造 2 耐火	〒 -		(記入例) 本人、母、長男	1 自己 2 配偶者等	
動産-A	① 建物-A ① 2 建物-B ② 3 その他	20	4,000	同上		
動産-B	① 建物-A ① 2 建物-B ② 3 その他					
小計	⑰ 25	⑱ 9,000円	出資金 ⑲ 1,000円	合計 ⑳ 10,000円		

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)

指定金融機関 御中

私は、下記の収納代行会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、裏面記載の預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。

口座名義人 (預金者の氏名)	① 名義人区分 ① 契約者本人 ② その他	フリガナ	セイキョウタロウ 生協太郎	届出印	届出印
		名義人氏名		生協 印	生協 捺印

◆どちらか一方を指定してください。	ゆうちょ銀行以外	朝霞	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫・漁協	朝霞	本店 支店 出張所	預金種目	口座番号 (右づめで記入)
	銀行番号	1 2 3 4	店番号	5 6 7	普通	8 9 0 1 2 3 4	
ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号		口座番号 (右づめで記入)		
	166	30	1 0 の				
振込先口座番号 : 01770-2-13101				払込先加入者名 : SMBC ファイナンスサービス株式会社 (旧オク)			

ゆうちょ銀行を指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

収納代行会社名 : SMBC ファイナンスサービス株式会社(旧オク)	収納依頼者名 : 防衛省職員生活協同組合(8201-8403)
料金等の種類 : 共済掛金	振替日・払込日 : 8日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

SMBCファイナンスサービスへの送付	金融機関確認欄	※金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)窓口で口座振替依頼書の記入内容及び印鑑に間違いのないことの確認印を得て、1枚目(本部用)及び2枚目(金融機関用)を本部に送ってください。その際、2枚目を金融機関に渡された場合は金融機関の受領印を得て1枚目のみを送ってください。		
月 日	受領印 ⑤ 確認印 ⑥			

現職組合員・即応予備自衛官火災共済契約申込書の記入要領

No	項目名	記 入 要 領
①	申込日	地域担当者が勤務する駐屯地等は、 地域担当者に提出する日 を記入 地域担当者が不在の駐屯地等は、防衛省生協本部に 郵送するときの投函日 を記入
②	組合加入	新規申込（これまで火災共済も生命共済も利用していない方）の場合は「1」を記入 既組合員（現在、火災共済又は生命共済を利用している方）の場合は「2」を記入 新規申込の方は出資口数を必ず記入して下さい（既組合員の方は出資口数の記入は必要ありません。）。
③	組合員証番号	「②組合加入」が「1」の場合は記入不要、「2」の場合は承諾書等で確認し記入
④	共済管理番号	共済組合預金通帳の表紙に記載されている番号を記入、又は貯金窓口で確認し記入
⑤	住居区分	該当する数字（営内：1、営外：2）を記入
⑥	組合員	フリガナ、氏名（姓と名は分けて自署）、生年月日を記入
⑦	共済支部	防衛省共済組合支部名を記入
⑧	性別	該当する数字（男：1、女：2）を記入
⑨	所属	所属部隊等名及び内線番号を記入
⑩	処理区分	新規契約（初めて火災共済を申し込む方）の場合は「1」を記入 契約内容の変更の場合は「2」を記入
⑪	発効日	「①申込日」の翌日以降 で希望する年月日を発効日（保障開始日）として記入
⑫～⑮		建物2か所と動産2か所まで契約が可能
⑫	構造・所有区分等	建物：構造区分及び所有区分について該当する数字を記入 動産：収納先について該当する数字を記入（借家等は「3他の建物」に区分）
⑬	延床面積（㎡） 口数	建物：当該建物の延床面積及び契約口数（23頁の別表参照）を記入 動産：契約口数（合計30口まで、営内は5口まで）を記入
⑭	郵便番号	建物：郵便番号及び住所（都道府県名は省略、番地・部屋番号まで）を記入
⑮	物件所在地	動産： 「3他の建物」以外の区分を指定した場合、郵便番号及び所在地の記入を省略可
⑯	居住者続柄	直系2親等の居住されている方の代表者の続柄を記入 例：本人、母、長男、義母等
⑰	前契約口数	「⑩処理区分」が「1新規」の場合、記入不要。「2変更」の場合、前契約口数を記入（不明の場合、地域担当者に確認）
⑱	合計口数	今回の合計口数（建物Aから動産Bまでの口数の合計）を記入
⑲	新規・増口数	「⑱合計口数」から「⑰前契約口数」を減じた数値（ 新規口数又は増口数 ）を記入（減口又は口数に変更がない場合は、記入しない）
⑳	今回払込掛金	「⑲新規・増口数」×200を計算し記入 ただし、「⑫発効日」が 1月1日～6月30日の場合は×200を×100に置換え計算

組合員貯金源泉控除委任状の記入要領

No	項目名	記 入 要 領
㊦		「②組合加入」が「1新規申込」の場合は出資金額を記入 「②組合加入」が「2既組合員」の場合は記入不要
㊧	源泉控除額	源泉控除額として、「⑳今回払込掛金」に記入した金額を記入
㊨		継続契約共済掛金（次年度分）として、「⑱合計口数」×200円を記入（毎年6月の給与から源泉控除される金額）

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の記入要領

No	項目名	記 入 要 領
㊩	名義人区分	金融機関の口座名義人として該当する数字を選択し○印を記入
㊪	名義人氏名	口座登録のとおり楷書で正確に記入
㊫	届出印	金融機関への届出印を3枚目まで押印（ゆうちょ銀行の場合、捨印は不要）
㊬	金融機関・ 口座番号等	銀行等又はゆうちょ銀行のいずれか一方を選択、通帳を確認のうえ正確に記入（口座番号又は通帳番号は右詰め）
㊭	金融機関 受領印	契約申込書2枚目を金融機関に提出した場合は、金融機関の受領印を押印（提出していない場合は押印不要）
㊮	金融機関 確認印	金融機関窓口で記載内容及び登録印の確認を受け、金融機関の確認印を押印（ゆうちょ銀行の場合、窓口で確認できないため確認印は不要）

第1 契約関連手続

1 利用のための要件

(1) 退職組合員

現職組合員は、退職時に次の要件を満たしている場合、退職組合員として組合に加入し継続している間、火災共済事業を**利用**できます。

- | |
|--|
| <p>① 職域に10年以上勤務し、かつ退職時に継続して3年共済事業（火災共済又は生命共済）を利用していること。</p> <p>② <u>長期生命共済の据置期間中の契約者及び長期生命共済の保障期間中の共済契約者</u></p> |
|--|

※下線部については、令和6年7月1日から施行

(2) 遺族組合員

火災共済事業を利用する現職及び退職組合員の配偶者は、当該組合員が死亡した場合、遺族組合員として遺族火災共済の効力発生日から継続して利用する限り生存している間、火災共済事業を利用できます

ただし、遺族火災共済の保障対象は、遺族組合員本人が所有し生活のため現に居住する建物（1物件）及び現に居住する建物に収納される動産（1カ所）とし、それ以外の物件は対象としません。

2 退職・遺族組合員への加入及び契約の申込み等

(1) 退職組合員への加入及び契約申込手続

退職組合員としての契約は、次の申込手続により行われます。

ア 退職日の属する事業年度内は現職扱いとなります。退職時、生命共済のみご利用の方で退職日以降当該年度内の保障が必要な方は、退職日までに火災共済に加入する必要があります。

イ 退職時に提出する脱退届（現職組合員を終える手続き）において、退職組合員として「火災共済へ加入」の希望を意思表示します。（空欄の場合は「希望しない」の取扱いとなります。）退職後では加入できませんのでご注意ください。

（長期生命共済据置期間中の者及び保障期間中の者を除く。）この際、加入申込書類を脱退届とともに地域担当者へ提出することができます。（地域担当者は、加入申込書類を脱退届と同時に本部に送付できず加入申込書類を後で送付する場合は、その旨を本部に必ず通報する。）

ウ 加入時、出資金5,000円を必要としますが、現職時の出資金がそのまま引き継がれます。出資金が5,000円に満たない場合は、その不足分を最初の口座振替による掛金払込時に納めていただきます。ただし、長期生命共済にも加入する場合は、長期生命共済掛金の払い込みに併せて不足分を納めていただきます。

エ 組合本部からご自宅に加入申込書類を郵送しますので、必要事項を記入・自署して組合本部に返送していただきます。脱退届の希望の意思表示だけでは契約は成立しませんのでご注意ください。

オ 退職火災共済の効力は、退職翌年度の始期（7月1日）から発生し、契約が有効（契約の成立及び掛金の入金）となった時点で退職組合員証兼火災契約承諾書を郵送します。

(2) 遺族組合員への加入及び契約申込手続（現職組合員が亡くなられた場合）

遺族組合員としての契約は、次の申込手続により行われます。

ア 現職組合員の死亡日の翌日から遺族組合員として契約が有効になるまでの間は、亡くなられた現職組合員の契約を引き継ぎます。

イ 死亡時に提出する脱退届において、遺族組合員として「火災共済を継続」の希望を意思表示します。それ以降に希望されても加入できませんのでご注意ください。

ださい。

ウ 加入時、出資金 5,000 円を必要としますが、亡くなられた現職組合員の出資金を引き継ぎます。出資金が 5,000 円に満たない場合は、その不足分を最初の掛金払込時に納めていただきます。ただし、生命共済にも加入する場合は、最初の生命共済掛金の払い込みに併せて不足分を納めていただきます。

エ 組合本部からご自宅に加入申込書類を郵送しますので、必要事項を記入し組合本部に返送していただきます。脱退届の希望の意思表示だけでは契約は成立しませんのでご注意ください。

オ 遺族火災共済の効力は、当該契約の申し込みを承諾した日又は当該契約が増口の場合は増口分掛金が当組合口座に振り込まれた日のいずれか遅い日の翌日以降の希望する日から生じ、その後、遺族組合員証兼火災契約承諾書を郵送します。

(3) 遺族組合員への加入及び契約申込手続（退職組合員が亡くなられた場合）

ア 退職組合員の死亡日の翌日から遺族組合員として契約が有効になるまでの間は、亡くなられた退職組合員の契約を引き継ぎます。

イ 組合本部に退職組合員の死亡日の連絡の際、遺族組合員として「遺族組合員火災共済」希望の意思表示をします。

ウ 加入時の出資金 5,000 円は、亡くなられた退職組合員の出資金を引き継ぎます。

エ 組合本部からご自宅に加入申込書類を郵送しますので、必要事項を記入し組合本部に返送していただきます。

オ 遺族火災共済の効力は、当該契約の申し込みを承諾した日又は当該契約が増口の場合は増口分掛金が当組合口座に振り込まれた日のいずれか遅い日の翌日以降の事業年度始期から生じ、その後、遺族組合員証兼火災契約承諾書を郵送します。

(4) 長期生命共済保障期間中の退職組合員としての契約は、次の申込手続により行われます。

ア 退職火災共済の加入（新規・再加入）を希望される方は、組合本部に電話して意思表示をします。

イ 組合本部からご自宅に加入申込書類を郵送しますので、必要事項を記入・自署して、組合本部に返送していただきます。

ウ 退職火災共済の効力は、当該契約の申し込みを承諾した日又は当該契約の掛金が当組合口座に振り込まれた日のいずれか遅い日の翌日以降の希望する日から生じ、その後、退職組合員証兼火災契約承諾書を郵送します。

3 契約変更及び掛金払込み

(1) 次のような場合は契約変更の手続きが必要ですので、速やかに組合本部に届け出てください。契約者は組合本部から郵送される「変更届」により、いつでも契約内容を変更できます。増口の場合の掛金払込みは、「変更届」とともに送付される「掛金振込のご案内」に示す当組合口座への振込みにより行います。

ア 氏名を変更した場合

イ 建物の増改築又は買替え等により延床面積又は所在地等を変更した場合

ウ 転居等により動産の所在地を変更した場合

エ 契約合計口数の増減を伴う変更をする場合

※増口の場合の掛金払込みは、「変更届」とともに送付される「掛金振込のご案内」に示す当組合口座への振込みにより行います。建物の減口変更契約のうち新築、建替え等に伴い口数を減じなければならない場合は、前契約の効力終了月の翌月から年度末までの残余月数分の減口分掛金を返還します。

オ 火災共済掛金の振替口座を変更する場合

- (2) その効力は、変更届を承諾した日又は増口の場合の掛金払込日の翌日以降の希望する日から生じ、その後、退職又は遺族組合員証兼火災契約承諾書を郵送します。

4 契約の自動更新

契約の変更がない場合、従前と同じ契約内容（定款または規約の改正がなされたときは、当該改正後の内容）で更新されます。

翌年度分掛金の払込みは、毎年6月8日（当日が休日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関から口座振替により行います。この口座振替額については、毎年4月頃、組合本部から「火災共済掛金口座振替のご案内」によりお知らせいたします。

※ 掛金の口座振替は、掛金収納代行会社「SMB Cファイナンスサービス（株）」に委託しており、預金通帳の摘要欄には「ボウセイキョウ」、「SMF S」等と表示されます。なお、令和6年6月頃を目処に掛金収納代行会社が「三井住友カード株式会社」に社名変更となり、「SMF S」の印字は「SMCC」に変更となる予定です。

5 掛金未納による契約の失効

口座振替ができなかった場合、毎年8月8日（当日が休日の場合は翌営業日）に2回目の口座振替を行います。これによっても掛金の払い込みができなかったときは、組合本部との調整により掛金を当組合口座へ振り込んでいただきます。

なお、**8月末までに掛金が未納の場合、契約は失効**します。一度失効しますと、再契約ができませんのでご注意ください。（長期生命共済据置期間中の者及び保障期間中の者を除きます。ただし、当該年度は再び契約できません。）

6 解約

契約者は、将来に向かっていつでも契約を解約することができます。その際、組合本部に連絡し、組合本部から送られる「火災共済契約解約申請書」に所要事項を記入し、組合本部に郵送してください。なお、退職（長期生命共済据置期間中の者及び保障期間中の者を除きます。ただし、当該年度は再び契約できません。）又は遺族火災共済を解約した場合は、再び契約できませんのでご注意ください。

7 脱退

現職組合員で火災共済のみを利用している方は、火災共済を解約すると組合から脱退することになりますので、脱退届を提出してください。脱退届を提出することにより積み立てられた解約返戻金等が返還されます。

退職・死亡を除く脱退（自由脱退）の場合は、事業年度末（6月30日）の90日前（3月31日を期限）までに脱退届を本部へ提出することにより同年度末に脱退できます。90日前を過ぎてからの提出は次年度末（翌年の）6月30日の脱退となりますので、出資金は7月1日以降にお支払いします。

第2 割戻金の処置

1 利用分量割戻金

- (1) 事業年度末の決算において剰余金が生じた場合、その年度に払い込んだ掛金額に応じて利用分量割戻金が割り戻されます。※決算の結果、割戻しを行わない場合もあります。
- (2) 退職組合員及び遺族組合員の割戻金は、預り金として留保し、次回の掛金に振替えます。このため、口座振替により払い込む金額は、必要な掛金額から割戻金額を差し引いた額となります。

2 割戻金等のお知らせ

毎年11月頃、割戻金等の明細を「出資金等残高明細表及びご契約内容のお知らせ」

により、全ての契約者にお知らせします。

第3 共済金請求手続

1 共済事故発生時の連絡及び共済金請求書等の授受

- (1) 火災等又は風水害等による損害が発生（共済事故の発生）したときは、**遅滞なくすみやかに組合本部に連絡**してください。
- (2) 組合本部からお送りする共済金請求書類等に所要事項を記入するとともに、必要な書類を取り寄せ、書類が完備した時点で組合本部に郵送してください。
※共済金請求には被災状況の写真が必要です。ご連絡とともに**復旧又は処分の前に必ず写真を撮影**してください。この際、損害の状況がよくわかるよう（例全体の写真と損害部位の写真に分ける）、また機器等の型式がわかる場合は、その型式が確認できるよう拡大して撮影してください。写真撮影未了で廃棄してしまった場合は、事故発生状況、損害発生の有無等を確認できないため共済金の支払いができない場合があります。

2 請求に際して提出する書類

共済金の請求に際しては、次の書類を用意し提出してください。

- (1) 共済金（火災・災害）請求書（用紙は組合本部から送付します。特に、落雷事故の場合は罹災場所、罹災日時を正確に記入してください。審査の段階で実施する落雷発生調査の基点になります。落雷発生調査において落雷地点が罹災物件の近傍（2 km以内）にあるか確認します。）
- (2) 罹災証明書（原本）等
市町村役場又は消防署等官公署の証明したものを取得していただきます。（**落雷事故を除く。**）
- (3) 罹災状況通知書及び損害状況実態調査書（用紙は組合本部から送付）
共済事故の概要を簡潔に記述してください。
- (4) 修理等見積書

次により、業者等が作成する修理等見積書を取得していただきます。

損害見積は、原状復旧の修理、クリーニング等が基本です。修理等ができないときのみ再取得となります。修理、クリーニング等で処置できない場合はその理由の記入が必要です。ただし、落雷による共済事故の場合は、本部から送付される様式「落雷修理（修理不能）証明書」に業者（メーカーのサービスセンター）等が記入するものとし、業者（メーカーのサービスセンター）等の様式を利用する場合は「落雷による被害」である旨の記述、また、「修理できない場合はその理由」の記述が必要です。

ア 建物

工事・修理関係業者が作成した修理等見積書（原本）で、原状に復旧するための工事明細が記載され、社印が押印されている必要があります。（社名、所在地、連絡先、電話番号が記載されている場合は社印を省略できます。）

イ 動産

損害を被った品目と修理額又は再取得価額を記入した「動産の損害状況及び見積書」（用紙は組合本部から受領）を作成するとともに、**関係業者が作成した修理見積書又は同等品買換見積書（社印を押印、原本）の添付が必要です。**（社名、所在地、連絡先、電話番号が記載されている場合は社印を省略できます。）

ただし、衣類、食器類等で関係業者の見積書の取得が困難な場合は、類似品の一般的な市価を基準として「動産の損害状況及び見積書」に記入してください。

注：次の費用は請求額に含まれます。

- ・修理見積等のための出張費及び見積書作成代
- ・消費税
- ・修理不能電化製品のリサイクル費用
- ・請求書添付用写真代
- ・損害防止（被害局限）のための諸経費（使用した消火器の費用等）

なお、次の費用は請求費用に含むことができません。

- ・罹災証明書（被災証明書、被害届証明書等）、住民票、気象観測証明書等の取得費用
- ・収入印紙代

(5) 被災した建物の写真及び損害を受けた動産の写真及び見取図

建物については外観写真及び損害箇所の写真、動産については全体写真及び銘板があるものはその拡大した写真を撮影してください。また、見取図には写真との関連がわかるよう、間取り、写真番号、撮影方向を示す矢印等を記入してください。落雷の場合は、損害を受けた電子機器の基盤等の鮮明な写真を、凍結による水道管等の破裂の場合は、破裂箇所の鮮明な写真を添付して下さい。なお、写真はカラーでお願いします（カラープリンターによる印刷も可能です）。

(6) 他保険等加入情報（用紙は組合本部から送付）

共済金支払額決定に際し、他保険等火災共済以外に契約がある場合、関係保険会社等との間の調整のため加入情報が必要となります。

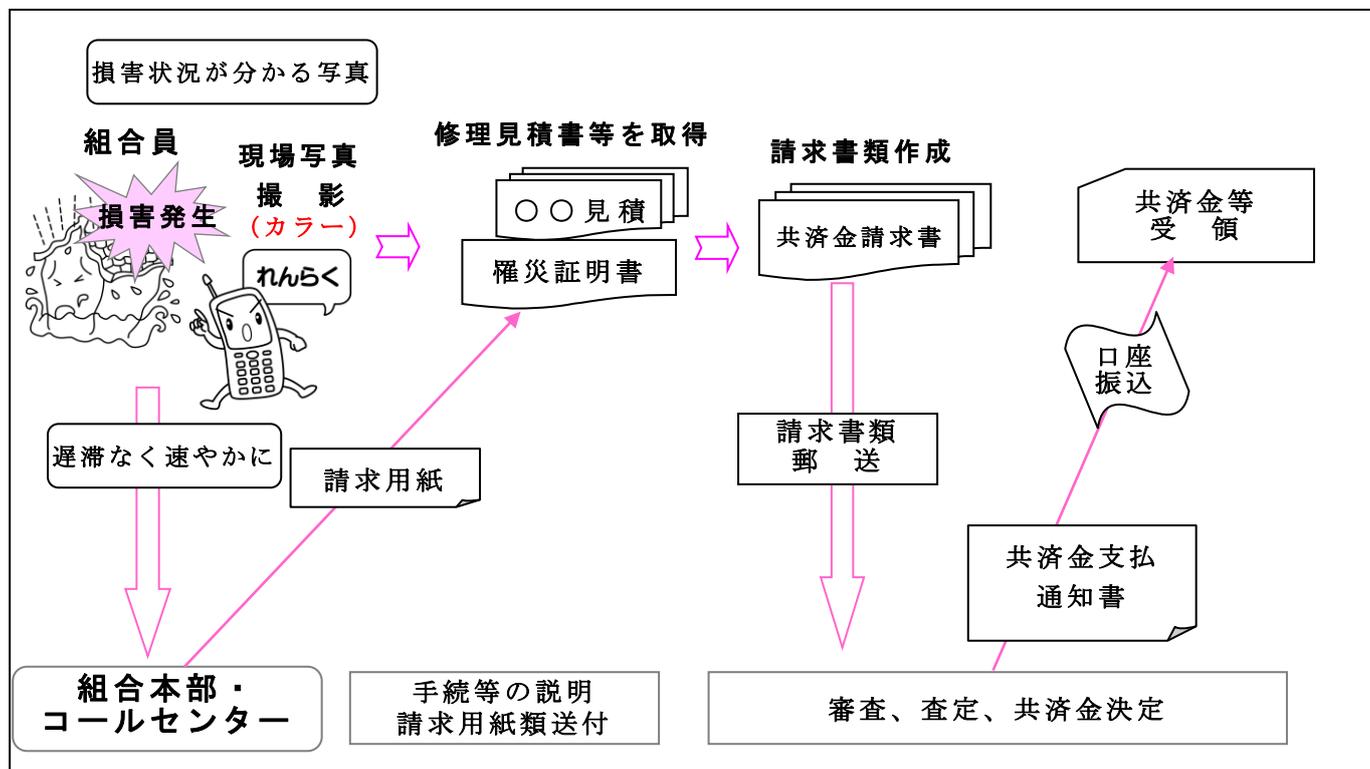
(7) 委任状

共済金請求に係る建物等が共済契約者以外（父母、妻など）の所有の場合、委任状の提出が必要となります。

(8) その他

組合本部との調整により、当該事故の発生等を証明するに足る具体的事実が明記された文書・図面等を用意していただく場合があります。また、必要に応じ損害鑑定人による立会調査を実施し損害の原因や損害状況の調査を行うことがあります。

【損害発生から共済金支払までの流れ】



第4 退職・遺族組合員の契約申込書記入要領

記入例を参考に黒ボールペン等で記入してください。預金口座振替依頼書の訂正印は、必ず金融機関届出印を使用してください。

退職組合員 火災共済契約申込書の記入例

受付番号	記入不要	審査	電算入力	検証	イメージ
		記入不要			
① 本部門					

防衛省職員生活協同組合 退職組合員火災共済契約申込書

防衛省職員生活協同組合理事長 殿 ※訂正の場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、訂正箇所付近に訂正署名（フルネーム）をご記入ください。

申込日 令和〇年2月1日

③ 退職日	R.O. 3. 31	② 氏名	生協 太郎 (自署)
③ 組合員証番号	012345678	生年月日	昭和41年4月15日
		住所	〒111-2222 東京都千代田区九段南4丁目8番21号
		電話	03(3514)2241 携帯 090-1234-5678

私は、防衛省職員生活協同組合火災共済事業規約及び同事業細則を本契約の内容とすることを了承のうえ、本火災共済契約を申し込みます。なお、退職後火災共済のみの申込みの場合であって出資金が5,000円に満たない場合は、その不足分について初回掛金と合わせて下記金融機関預金口座からの口座振替により払い込むことを承します。また、本共済契約申込みにあたって、「ご契約のしおり」に記載された「個人情報の保護について」の内容を承知し、同意します。

④ 火災共済契約	⑤ 効力発生日	令和〇年7月1日
----------	---------	----------

建物区分	構造	延面積	契約口数	共済掛金額(円)	物件の所在地(都道府県名省略、部屋番号まで詳細に記入)	居住者続柄	所有区分
建物-A	①木造 ②耐火	130.5	39	7800	〒111-2222 東京都千代田区九段南4丁目8番21号	本人	①自己 ②配偶者等
建物-B	1木造 2耐火				〒 - ⑧		⑨ 1自己 2配偶者等
⑩ 動産-A	①建物-A ②建物-B ③その他		20	4000 2000	同上		
動産-B	①建物-A ②建物-B ③その他			生協太郎 (訂正はフルネームで自署)			
合計			⑪ 59	11800			

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)

指定金融機関 御中

私は、下記の収納代行会社から請求された金額を私人名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、裏面記載の預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

⑫ 口座名義人 (預金者のお名前)	⑬ 口座区分 ①契約者本人 ②その他	フリガナ 名義人氏名	セレクト 生協 太郎	⑭ 届出印 生協 印	届出印 生協 捺印
----------------------	--------------------------	---------------	---------------	---------------	--------------

(ゆうちょ銀行の場合は捺印不要)

⑮ どちらか一方を指定してください。	ゆうちょ銀行以外の金融機関	千代田	九段	支店 支所 出張所	預金 種目	口座番号(右づめて記入)
	銀行番号	1 2 3 4	店番号	1 2 3	普通	1 2 3 4 5 6 7
	ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右づめて記入)	
		166	30	1 0 の		
		払込先口座番号: 01770-2-13101			払込宛人者名: SMBCファイナンスサービス株式会社(旧クオー)	

ゆうちょ銀行を指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

収納代行会社名: SMBCファイナンスサービス株式会社(旧クオー)	収納依頼者名: 防衛省職員生活協同組合(8201-8403)
料金等の種類: 共済掛金	振替日・払込日: 8日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

SMBCファイナンスサービスへの 発送日	金融機関確認欄 受領印	確認印	※ 金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)窓口で口座振替依頼書の記入内容及び印鑑に間違いのないことの確認印を得て、1枚目(本部門)及び2枚目(金融機関用)を本部門に送ってください。その際、2枚目を金融機関に渡された場合は金融機関の受領印を得て1枚目のみを送ってください。
記入不要 月 日	⑯	⑰	

ア 本部門 申請者が自署されたことを確認しました。令和 年 月 日 ㊟

イ 金融機関用

ウ 本人控

遺族組員 火災共済契約申込書の記入例

受付番号	記入不要		審査	電算入力	検証	イメージ
			記入不要			

①本部用

防衛省職員生活協同組合 **遺族組員火災共済契約申込書** 投函日を記入
場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、訂正箇所付近に訂正署名(フルネーム)をご記入ください。

防衛省職員生活協同組合 理事長 殿 本部で記入 ①

申込日 令和〇年**7**月**20**日

組合員証番号	000121234	氏名	生協 華子 (自署)	生年 月 日	昭和 55年 11月 22日
亡くなられた組合員の氏名	生協 太郎 ②	住所	〒102-0074 千代田区九段南4-8-21 山脇マンション201		
死亡年月日	令和〇年〇月〇日	電話	01-2345-6789	携帯	098-7654-3210

私は、防衛省職員生活協同組合火災共済事業規約及び防衛省職員生活協同組合火災共済事業細則を本契約の内容とすることを了承のうえ、この火災共済契約を申し込みます。なお、火災共済のみの申込みの場合であって出資金が5,000円に満たない場合は、その不足分について初回掛金と合わせて払い込むことを承めます。また、本共済契約申込みにあたって、「ご契約のしおりに記載された「個人情報の保護について」」の内容を承知し、同意します。

④	⑤	⑥	火災共済契約	効力発生日	令和〇年 8 月 1 日
共済目的	構造	延面積 (㎡)	口数	共済掛金額 (円/年額)	物件の所在地(都道府県)
建物	1 木造 ②耐火	78.5	28	⑦ 5,600	〒102-0074 ⑧ 千代田区九段南4-8-21 山脇マンション201
動産	⑩ 収納区分	⑨ 上記建物 2 その他	12	2,400 1,200	〒 - 死亡した現職契約者の契約から増口の場合のみ記入
前口数	30 [a]	合計	40 [b]	8,000 [b]×200	初回掛金(増口時のみ) C 2,000 (b-a)×200 ※

死亡した現職契約者の契約口数

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収 加)

指定金融機関 御中

私は、下記の収納代行会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、裏面記載の預金口座振替規程を確約のうえ依頼します。

口座名義人(預金者の氏名)	⑫ 名義人区分	フリガナ	セイキョウ ハナコ	届出印	届出印
	① 契約者本人 2 その他	名義人氏名	生協 華子 ⑬	印	捨印

(ゆうちょ銀行の場合は捨印不要)

◆どちらか一方を指定してください。	ゆうちょ銀行以外の金融機関	千代田	九段南	預金種目	口座番号(右づめで記入)
	銀行番号	1 2 3 4	店番号	1 2 3	普通

ゆうちょ銀行	⑮ 種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右づめで記入)
	166	30	1 0 の	
	振込先口座番号: 01770-2-13101		払込先加入者名: SMBC ファイナンスサービス株式会社(旧クオーク)	

ゆうちょ銀行を指定の場合は自動払込み規程が適用されます。

収納代行会社名 : SMBC ファイナンスサービス株式会社(旧クオーク)	収納依頼者名 : 防衛省職員生活協同組合(8201-8403)
料金等の種類 : 共済掛金	振替日・払込日 : 8日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

SMBC ファイナンスサービスへの発送日	金融機関確認欄	※金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)窓口で口座振替依頼書の記入内容及び印鑑に間違いのないことの確認印を得て、1枚目(本部用)及び2枚目(金融機関用)を本部に送ってください。その際、2枚目を金融機関に渡された場合は金融機関の受領印を得て1枚目のみを送ってください。
記入不要 月 日	⑯ 受領印 ⑰ 確認印	

ア 本部用 申請者が自署されたことを確認しました。令和 年 月 日 ㊟

イ 金融機関用

ウ 本人控

退職組合員・遺族組合員 火災共済契約申込書の記入要領

No	項目名	記 入 要 領
①	申込日	防衛省生協本部に郵送するときの 投函日 を記入
②	氏名等	氏名（自署）、生年月日、連絡先住所、電話番号及び携帯番号を記入
③	退職日・組合員証番号	退職日及び組合員証番号を記入
A	効力発生日	投函日の翌日以降又は掛金払込日の翌日以降の希望する日（遺族組合員のみ）
④	構造	建物の構造として、該当する数字を選択し○印を記入
⑤	延面積	建物の延床面積（2階建の場合、1階と2階の床面積の合計）を記入
⑥	口数	建物については、別表「契約限度口数早見表」（23頁）を参考に口数を記入。 動産については、4頁の表「動産契約の目安」を参考に口数を記入
⑦	共済掛金額	口数×200円を記入
⑧	物件の所在地	契約物件（建物、動産）所在地の郵便番号及び住所を必ず記入
⑨	居住者続柄 所有区分	居住されている方の代表者の続柄を記入、建物の所有区分について、該当する数字を選択し○印を記入（退職組合員のみ）
⑩	収納区分	動産の収納先について、該当する数字を選択し○印を記入
B	前口数	死亡された現職組合員が契約していた合計口数を記入（遺族組合員のみ）
⑪	合計	建物と動産の口数の合計及び共済掛金額の合計を記入
C	初回掛金	前口数から 増口の場合 に振り込んでいただく掛金額を記入（遺族組合員のみ）（増口数×200円、ただし効力発生日が1月1日以降は×100円）

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の記入要領

No	項目名	記 入 要 領
⑫	名義人区分	金融機関の口座名義人として該当する数字を選択し○印を記入
⑬	名義人氏名	口座登録のとおり楷書で正確に記入
⑭	届出印	金融機関への届出印を3枚目まで押印（ゆうちょ銀行の場合、捨印は不要）
⑮	金融機関・ 口座番号等	銀行等又はゆうちょ銀行の <u>いずれか一方</u> を選択、通帳を確認のうえ正確に記入（口座番号又は通帳番号は右詰め）
⑯	金融機関 受領印	契約申込書2枚目を金融機関に提出した場合は、金融機関の受領印を押印（提出していない場合は押印不要）
⑰	金融機関 確認印	金融機関窓口で記載内容及び登録印の確認を受け、金融機関の確認印を押印（ゆうちょ銀行の場合、窓口で確認できないため確認印は不要）

申込用紙記入後の処置要領

ア	1枚目 （本部用）	必要事項を記入後、2枚目とともに組合本部に送付
イ	2枚目 （金融機関用）	金融機関への届出印を押印（ゆうちょ銀行の場合、捨印は不要）し、1枚目とともに組合本部に送付。2枚目を金融機関に提出した場合は、1枚目に金融機関の受領印（⑮）を必ず受け、1枚目のみを組合本部に送付
ウ	3枚目 （本人控）	お客様控となります。お手元に保管してください。

契約限度口数早見表

表の見方：例えば、延面積が 100.0 m²の建物の場合の契約限度口数は、木造の場合は 30 口、耐火造の場合は 36 口となります。

限度口数	延面積 (m ²)		限度口数	延面積 (m ²)	
	木造	耐火造		木造	耐火造
5	16.5~19.7	13.8~16.4	33	108.9~112.1	90.8~93.5
6	19.8~23.0	16.5~19.2	34	112.2~115.4	93.6~96.2
7	23.1~26.3	19.3~22.0	35	115.5~118.7	96.3~98.9
8	26.4~29.6	22.1~24.7	36	118.8~122.0	99.0~101.7
9	29.7~32.9	24.8~27.5	37	122.1~125.3	101.8~104.5
10	33.0~36.2	27.6~30.2	38	125.4~128.6	104.6~107.2
11	36.3~39.5	30.3~32.9	39	128.7~131.9	107.3~110.0
12	39.6~42.8	33.0~35.7	40	132.0~135.2	110.1~112.7
13	42.9~46.1	35.8~38.5	41	135.3~138.5	112.8~115.4
14	46.2~49.4	38.6~41.2	42	138.6~141.8	115.5~118.2
15	49.5~52.7	41.3~44.0	43	141.9~145.1	118.3~121.0
16	52.8~56.0	44.1~46.7	44	145.2~148.4	121.1~123.7
17	56.1~59.3	46.8~49.4	45	148.5~151.7	123.8~126.5
18	59.4~62.6	49.5~52.2	46	151.8~155.0	126.6~129.2
19	62.7~65.9	52.3~55.0	47	155.1~158.3	129.3~131.9
20	66.0~69.2	55.1~57.7	48	158.4~161.6	132.0~134.7
21	69.3~72.5	57.8~60.5	49	161.7~164.9	134.8~137.5
22	72.6~75.8	60.6~63.2	50	165.0~168.2	137.6~140.2
23	75.9~79.1	63.3~65.9	51	168.3~171.5	140.3~143.0
24	79.2~82.4	66.0~68.7	52	171.6~174.8	143.1~145.7
25	82.5~85.7	68.8~71.5	53	174.9~178.1	145.8~148.4
26	85.8~89.0	71.6~74.2	54	178.2~181.4	148.5~151.2
27	89.1~92.3	74.3~77.0	55	181.5~184.7	151.3~154.0
28	92.4~95.6	77.1~79.7	56	184.8~188.0	154.1~156.7
29	95.7~98.9	79.8~82.4	57	188.1~191.3	156.8~159.5
30	99.0~102.2	82.5~85.2	58	191.4~194.6	159.6~162.2
31	102.3~105.5	85.3~88.0	59	194.7~197.9	162.3~164.9
32	105.6~108.8	88.1~90.7	60	198.0以上	165.0以上

◇ 契約限度口数

- ① 木造：建物の延面積 (m²) ÷ 3.3 (m²) (小数点以下切捨て)
 ② 耐火造：建物の延面積 (m²) ÷ 3.3 (m²) × 1.2 (小数点以下切捨て)

◇ 構造区分

「第3 契約」(4頁)の「1 (4) ア 耐火造」及び「1 (4) イ 木造」を参照

防衛省職員生活協同組合

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町2-1

クイーポビル6階

電話：

コールセンター 0120-079-931

防生協ホームページ：「防生協」検索



www.boseikyo.jp